

2. 人種差別

1. 人種差別撤廃条約

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、いわゆる「人種差別撤廃条約」¹は、1965 年 12 月の国連総会で採択され、1969 年 1 月に発効した。日本は 1995 年 12 月に加入党を寄託、日本では 1996 年 1 月に発効した。

「人種差別撤廃条約」の成立背景には、1959～60 年のヨーロッパでのネオ・ナチズムの台頭、1960 年代から独立したアフリカ諸国を中心とするアパルトヘイトの存在、1964 年の米国の公民権法の制定、1965 年の英国の人種関係法の制定など、人種差別主義の台頭とそれに反対する国際世論の隆盛があった。

「人種差別撤廃条約」にいう「人種差別」とは、「人種、皮膚の色、世系（descent）又は民族的若しくは種族的出身（national or ethnic origin）に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するもの」をいう（第 1 条第 1 項）。

人種差別撤廃条約第 1 条第 1 項のいう「世系」とは、カーストおよび類似の世襲的地位の制度で、具体的には、①世襲的地位の変更の不可能または制限、②共同体の外部との婚姻の社会的強制による制限、③住宅、教育、公共施設の利用制限、礼拝場所、公共食糧・飲料水供給所を含む私的および公的な隔離、④世襲の職業、品位を傷つけまたは危険な作業からの離脱の自由の制限、⑤債務奴隷状態、⑥汚れまたは不可触といった人間性を奪う言説にさらされていること、⑦人間の尊厳と平等に対する尊重の一般的欠如、といった差別の要因が伴うとされる（「人種差別撤廃委員会一般的勧告 29 世系（2002）」²）。

この条約は、ある国がその国の国民と国民でないものとのあいだ³に設ける区別、排除、制限、または優先については適用しない（第 1 条第 2 項）。ただし、条約第 5 条に掲げる諸権利および自由は参政権を除き基本的にはすべての人が享有すべきもので、締約国は国際法が認める範囲で国民と国民でないものの平等を確保する義務を負い、国籍や出入国管理に基づく取り扱いの区別は、正当な目的のために適用され、かつ目的に照らし均衡の取れたものである場合にのみ許容され、そうでない場合は差別となる、というのが国連人種差別撤廃委員会の見解である（「人種差別撤廃委員会一般的勧告 30 市民でない者に対する差別（2004）」⁴）。

この条約は、また、もっぱら宗教的理由にのみ基づく差別発言については適用しない。例えば、イスラム教徒一般に対する差別的発言は、特定の人種、皮膚の色、世系、または民族的もしくは種族的出身に基づくものでない限り、条約の適用外となる（P.S.N.対デンマーク事件の人種差別撤廃委員会の意見⁵）。

2. 締約国の差別撤廃義務

締約国は、あらゆる人種差別を撤廃する政策を遅滞なくとるために、国家自らが、①個人、集団または団体に対する人種差別の行為または慣行に従事しないこと、②国および地方のすべての当局および機関がこの義務に従って行動するよう確保すること、③いかなる個人または団体による人種差別も後援・擁護・支持しないこと、④人種差別を生じさせまたは永続化させる効果を有する法令を改正・廃止・無効にすること、などの義務を負っている（第 2 条第 1 項(a)～(c)）。

人種差別行為は、直接に国家機関がおこなうような重大な場合もあるが（ナチス・ドイツのホロコースト、南アフリカのアパルトヘイト政策など）、国家機関の消極的義務や人種差別的立法の改廃を定めるだけでは不十分であり、人種差別行為をおこなう個人、集団、団体に対して積極的措置をとることが必要となる。そのため、第 2 条第 1 項(d)は、各締約国に、立法を含む適切な方法により、個人、集団、団体による人種差別を禁止し、終了させる義務を課している。

第 4 条(a)に基づいて、締約国は、①人種の優越または憎悪に基づく思想の流布、②人種差別の煽動、③他の人種集団に対する暴力行為、④その煽動、⑤人種主義者の活動に対する援助の提供、を法律で処罰すべき犯罪とすることを義務づけられる。また第 4 条(b)に基づいて、締約国は、人種差別を助長・扇動する団体および宣伝活動を違法なものとして禁止し、このような団体または活動への参加を処罰すべき犯罪と認めることを義務づけられる。

国連人種差別撤廃委員会は、第 4 条の義務は強制的性格を有し、適切な法律を制定する義務だけでなく、それを効果的に執行する義務を課しているが、この条項には相当数の国が留保を付しており、日本も第 4 条(a)および(b)の規定の適用にあたり、日本国憲法の定める集会、結社、表現の自由その他の権利の保障と抵触しない限りにおいて義務を遂行するという留保を付している。

締約国は、第 5 条の定める権利の享有にあたっては、あらゆる形態の人種差別を禁止し、撤廃すること、差別なく平等に取り扱うことを義務づけられる。第 5 条の定める権利には、裁判所の前での平等な取り扱い、身体の安全と国家による保護、参政権および公務就任権、移動・居住の自由、出国および帰国の権利、国籍に対する権利、財産権などの市民的権利、労働、職業選択の権利、労働組合結成権、住居に対する権利などの経済的、社会的、文化的権利も含まれている。

第 5 条の定める権利には、同一労働同一報酬に関する権利、住居に対する権利、公衆の健康・医療等に対する権利、輸送機関・ホテル・飲食店・喫茶店等一般公衆の使用を目的とする場所またはサービスを利用する権利など私人間での人種差別が問題となる権利が

¹ 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html)。

² 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、ヒューライツ大阪ホームページ (<http://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2002/08/post-3.html>)。なお、人種差別撤廃委員会は「人種差別撤廃条約」第 8 条により設置されている。委員会の英語名称は Committee on the elimination of racial discrimination、略称 CERD である。

³ 下線部分は、英文では between citizens and non-citizens であるが、資料にあるように、外務省訳では、citizens を「市民」と訳して、「市民と市民でない者との間」としている。しかし、日本の法制では、米国の「市民権」にあたる法的概念がなく、日本国籍を持つ「日本国民」と日本国籍を持たない「外国人」との区分しか存在せず、「市民」は法律用語ではなく、一般には「都市住民」を意味している。従って、「人種差別撤廃条約」の citizens および non-citizens は、「市民権」という法的概念のない日本における本条約の適用を考える場合には、それぞれ「市民」および「市民でない者」と訳すのではなく、「国民」および「国民でないもの」と訳すべきであろう。なお、外務省ホームページの「人種差別撤廃条約 Q&A」の『『国籍』による区別は、この条約の対象となるのですか』という質問 Q4 に対する回答 A4 は、「この条約上、『人種差別』とは、『人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づく』差別と定義されていることより、『国籍』による区別は対象としていないと解されます。この点については、第 1 条 2 において、締約国が市民としての法的地位に基づいて行う区別等については、本条約の適用外であるとの趣旨の規定が置かれたことにより、締約国が行う『国籍』の有無という法的地位に基づく異なる取扱いはこの条約の対象とはならないことが明確にされています」としており、第 1 条第 2 項の「市民と市民でない者との間に設ける区別」を「国籍の有無による区別」ととらえていることは明らかである (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/top.html>)。

⁴ 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、ヒューライツ大阪ホームページ (<http://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2004/03/post-4.html>)。

⁵ http://www.worldcourts.com/cerd/eng/decisions/2007.08.08_PSN_v_Denmark.htm

含まれているため、これら私人間での差別に対してどこまで締約国に積極的措置をとる義務があるのかが問題となる。

第6条によって、締約国は、自国の管轄の下にあるすべての人に対して、権限のある自国の裁判所および他の国家機関を通じて、人種差別行為に対する効果的な保護および救済措置を確保するとともに、差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を裁判所に求める権利を確保しなければならない。

人種差別行為に対する効果的な保護および救済措置は、必ずしも差別実行者の処罰には限定されず、金銭賠償を含め被害者が蒙った物的、精神的損害に照らして適切な賠償が考慮されればよいとされる（「人種差別撤廃委員会一般的勧告 26（2000）人種差別に対する救済（第6条）」⁶）。

人種差別撤廃条約

第1条 1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。

2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。

第2条 1 締約国は、人種差別を非難し、また、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとることを約束する。このため、

(a)各締約国は、個人、集団又は団体に対する人種差別の行為又は慣行に従事しないこと並びに国及び地方のすべての公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することを約束する。

(b)各締約国は、いかなる個人又は団体による人種差別も後援せず、擁護せず又は支持しないことを約束する。

(c)各締約国は、政府（国及び地方）の政策を再検討し及び人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするために効果的な措置をとる。

(d)各締約国は、すべての適当な方法（状況により必要とされるときは、立法を含む。）により、いかなる個人、集団又は団体による人種差別も禁止し、終了させる。

(e)各締約国は、適当なときは、人種間の融和を目的とし、かつ、複数の人種で構成される団体及び運動を支援し並びに人種間の障壁を撤廃する他の方法を奨励すること並びに人種間の分断を強化するよういかなる動きも抑制することを約束する。

2 締約国は、状況により正当とされる場合には、特定の人種の集団又はこれに属する個人に対し人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有を保障するため、社会的、経済的、文化的その他の分野において、当該人種の集団又は個人の適切な発展及び保護を確保するための特別かつ具体的な措置をとる。この措置は、いかなる場合においても、その目的が達成された後、その結果として、異なる人種の集団に対して不平等な又は別個の権利を維持することとなってはならない。

第4条 締約国は、一の人種の優越性若しくは一の皮膚の色若しくは種族的出身の人の集団の優越性の思想若しくは理論に基づくあらゆる宣伝及び団体又は人種的憎悪及び人種差別（形態のいかなるを問わない。）を正当化し若しくは助長することを企てるあらゆる宣伝及び団体を非難し、また、このような差別のあらゆる扇動又は行為を根絶することを目的とする迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。このため、締約国は、世界人権宣言に具現された原則及び次条に明示的に定める権利に十分な考慮を払って、特に次のことを行う。

(a)人種の優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別の扇動、いかなる人種若しくは皮膚の色若しくは種族的出身を異にする人の集団に対するものであるかを問わずすべての暴力行為又はその行為の扇動及び人種主義に基づく活動に対する資金援助を含むいかなる援助の提供も、法律で処罰すべき犯罪であることを宣言すること。

(b)人種差別を助長し及び扇動する団体及び組織的宣伝活動その他のすべての宣伝活動を違法であるとして禁止するものとし、このような団体又は活動への参加が法律で処罰すべき犯罪であることを認めること。

(c)国又は地方の公の当局又は機関が人種差別を助長し又は扇動することを認めないこと。

第5条 第2条に定める基本的義務に従い、締約国は、特に次の権利の享有に当たり、あらゆる形態の人種差別を禁止し及び撤廃すること並びに人種、皮膚の色又は民族的若しくは種族的出身による差別なしに、すべての者が法律の前に平等であるという権利を保障することを約束する。

(a)裁判所その他のすべての裁判及び審判を行う機関の前での平等な取扱いについての権利

(b)暴力又は傷害（公務員によって加えられるものであるかいかなる個人、集団又は団体によって加えられるものであるかを問わない。）に対する身体の安全及び国家による保護についての権利

(c)政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加し、国政及びすべての段階における政治に参与し並びに公務に平等に携わる権利

(d)他の市民的権利、特に、

(i)国境内における移動及び居住の自由についての権利

(ii)いずれの国（自国を含む。）からも離れ及び自国に戻る権利

(iii)国籍についての権利

(iv)婚姻及び配偶者の選択についての権利

(v)単独で及び他の者と共同して財産を所有する権利

(vi)相続する権利

(vii)思想、良心及び宗教の自由についての権利

(viii)意見及び表現の自由についての権利

(ix)平和的な集会及び結社の自由についての権利

(e)経済的、社会的及び文化的権利、特に、

(i)労働、職業の自由な選択、公正かつ良好な労働条件、失業に対する保護、同一の労働についての同一報酬

及び公正かつ良好な報酬についての権利

⁶ 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、ヒューライツ大阪ホームページ（<http://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2000/03/6.html>）。

(ii)労働組合を結成し及びこれに加入する権利

(iii)住居についての権利

(iv)公衆の健康、医療、社会保障及び社会的サービスについての権利

(v)教育及び訓練についての権利

(vi)文化的な活動への平等な参加についての権利

(f)輸送機関、ホテル、飲食店、喫茶店、劇場、公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所又はサービスを利用する権利

第6条 締約国は、自国の管轄の下にあるすべての者に対し、権限のある自国の裁判所及び他の国家機関を通じて、この条約に反して人権及び基本的自由を侵害するあらゆる人種差別の行為に対する効果的な保護及び救済措置を確保し、並びにその差別の結果として被ったあらゆる損害に対し、公正かつ適正な賠償又は救済を当該裁判所に求める権利を確保する。

第8条 1 締約国により締約国の国民の中から選出される徳望が高く、かつ、公平と認められる18人の専門家で構成する人種差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会の委員は、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 (a)委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。

(b)締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

6 締約国は、委員会の委員が委員会の任務を遂行している間、当該委員に係る経費について責任を負う。

3. 個人通報事例

国連人種差別撤廃委員会には、締約国の法律が条約と両立するか否かを抽象的に判断したり、裁判拒否にあたるような明白な恣意性が認められない限り、国内裁判所による国内法解釈の適否を審査したりする権限はない。委員会は、国内法や行政行為が具体的な事件に適用された限りにおいて、条約とそれらの国内法や行政行為の適用とが整合性を有しているかどうかを審査する。

3.1. デンマークの事例

専門学校生の企業でのインターンシップ派遣に際し、非デンマーク人の受け入れを望まない企業に応じて候補者リストに非デンマーク人である旨を記載した候補者リストを当該学生に示して説明した行為について、人種差別撤廃条約違反の有無が問われた。非デンマーク人をインターンシップから除外すること自体が第5条(e)(v)違反であり、裁判所が上記企業の要請と教員の対応が人種差別に該当するか否かにつき効果的調査を実施しなかったことが第2条第1項(d)および第6条違反と認定(Murat Er 対 デンマーク事件意見)。

3.2. セルビア・モンテネグロの事例

ロマであることを理由にディスコへの入場を拒否された事件で、セルビア・モンテネグロの検察官も裁判所も人種差別の告発に対して時効となる6年近くになっても徹底した調査をおこなわなかったことが、第6条違反と認定(Dragan Durmic 対 セルビア・モンテネグロ事件意見)。

3.3. ノルウェーの事例

ネオナチ団体の集会における反ユダヤ演説を人種主義に基づく脅迫等を禁止した刑法規定で訴追した事件について最高裁が下級審の有罪判決を破棄して無罪としたことについて、無罪判決は条約第4条および第6条違反と認定(オスロユダヤ人教会ほか対 ノルウェー事件意見)。

4. 日本政府報告に対する国連人種差別撤廃委員会総括所見

4.1. 国連人種差別撤廃委員会総括所見 (2001年3月20日)

国連人種差別撤廃委員会は、2001年3月8日および9日に人種差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告(第1回および第2回)の審査をおこない、2001年3月20日に総括所見を採択した。

総括所見は、肯定的側面として、種族的および民族的マイノリティの人権の促進、ならびにその経済的、社会的および文化的発展の促進のために行なわれた立法上および行政上の努力、とくに、(a)1997年の「人権擁護施策推進法」、(b)1997年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」、(c)部落民に対する差別の撤廃を目的とした、同和対策事業のための一連の特別措置法、を歓迎した。

他方、懸念事項および勧告としては、「世系」が、人種、種族的または民族的出身とは異なる独自の意味を持つことから部落社会を含めてすべての集団が差別から保護されることの確保、人種差別撤廃条約第4条は自働執行能力を持たないから、人種差別を違法化するには特別の立法措置を必要とすること、日本の条約第4条(a)および(b)の留保については、第4条が義務的性格を持つから人種優越主義の流布の禁止は表現の自由とは両立すること、公立学校でのコリア語による教育を確保する適当な措置、アイヌ先住民の土地に対する権利の承認および保護、ならびに賠償を要請した。人種差別撤廃委員会一般的勧告23(1997)先住民族に関する一般的勧告への注意喚起、国家賠償法第6条と条約第6条との抵触などを指摘した。

4.2. 国連人種差別撤廃委員会総括所見 (2010年3月16日)⁷

⁷ 概要は、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、ヒューライツ大阪ホームページ (<http://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section3/2010/03/>)

国連人種差別撤廃委員会は、2010 年 2 月 24 日と 25 日に人種差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告（第 3 回～第 6 回）の審査をおこない、2010 年 3 月 9 日に総括所見を採択した。

今回の総括所見は、肯定的側面として、ミャンマー難民の再定住プログラムを試験的に開始したこと、国連先住民族に関する権利宣言を支持し、アイヌ民族を先住民族として認め、「アイヌ政策推進会議」を設置したこと、インターネット上の不法、あるいは有害情報を規制する法制度を進めたことをあげている。

一方、懸念と勧告は多岐に及び、2001 年に委員会によって採択された総括所見に基づいて日本が具体的にとった実施措置に関する情報が十分ではないことを懸念し、国内法の規定が条約の効果的実施を確保するようにあらゆる必要な措置をとるよう勧告している。

具体的には、人権の保護に関する法律を制定して、バリ原則にのっとった独立した人権機関を設置すること、人種的優越や憎悪に基づいた発言の流布を禁止することは表現の自由を侵すことにはならないとしたうえで、条約第 4 条(a)および(b)の留保の撤回を検討するとともに、差別を禁止する国内法が存在していないことを補い、憲法、刑法、民法を効果的に実施し、インターネット上の憎悪発言など人種主義的表現に対して敏感になるよう意識啓発をすることを勧告している。

また、第 1 条の定義にある「世系」はたんに人種を指すと解釈するべきではなく、条約に従って包括的な定義を行うことを求めている。そのうえで、政府内に部落問題を扱う担当部局を決めること、被差別部落民に関して統一した定義をもつよう適切な人々と協議すること、周辺地域を巻き込んだ人権啓発に取り組むことなどを勧告している。

アイヌ民族に関しては、アイヌ民族の代表と協議を行って、アイヌの権利に明確に焦点を当てた政策やプログラムを策定するためにさらに取り組むこと、またそうした協議へのアイヌ民族の代表者の参加を増やすことを勧告している。

沖縄の人々の被っている差別を監視し、彼らの権利を推進し適切な保護措置・政策を確立することを目的に、沖縄の人々の代表と幅広い協議を行うよう奨励する、としている。さらに、義務教育のなかで、アイヌ語・琉球語を用いた教育、そして両言語についての教育を支援することを奨励すると指摘している。

また、朝鮮学校を高校無償化の対象から除外する動きについて懸念を表明し、日本国籍を持たない子どもたちの教育の機会に関する法規定に差別がないようにすること、義務教育において子どもたちがいかなる妨害も受けることがないようにすること、外国人のための学校制度などについて調査を実施すること、自分たちの言葉で授業を受けられるような機会の提供を検討することを勧告している。さらに、ユネスコ教育差別禁止条約への加入を検討することとしている。

日本の NGO の人権分野における積極的な貢献に留意したうえで、次回報告書作成の協議に NGO の効果的な参加を保障することとしており、次回第 7、8、9 回の定期報告書は 2013 年 1 月 14 日までに提出することを求めている。

4.3. 国連人種差別撤廃委員会総括所見（2014 年 8 月 29 日）⁸

国連人種差別撤廃委員会は、2014 年 8 月 20 日と 21 日に人種差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告（第 7、8、9 回）の審査をおこない、2014 年 8 月 29 日に総括所見を採択した。日本についての総括所見が出されたのは 2001 年と 2010 年に続き 3 回目である。

今回の総括所見は 35 のパラグラフからなり、うち 29 項目にわたり懸念と勧告が盛り込まれている。

ヘイトスピーチについては、日本政府に対して、(a)憎悪および人種主義の表明、ならびに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと、(b)インターネットを含むメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための適切な手段を取ることに、(c)そうした行動に責任のある民間の個人、ならびに団体を捜査し、適切な場合は起訴すること、(d)ヘイトスピーチおよび憎悪扇動を流布する公人および政治家に対する適切な制裁を追求すること、(e)人種主義的ヘイトスピーチの根本的原因に取り組み、人種差別につながる偏見と闘い、異なる国籍、人種あるいは民族の諸集団の間での理解、寛容そして友好を促進するために、教授、教育、文化そして情報の方策を強化すること、が勧告された。

これに関連して、委員会は、ヘイトスピーチ規制に関連し、日本が付している条約第 4 条 (a) および (b) の留保の撤回の検討を勧告している。

委員会は、「慰安婦」に対する権利侵害に関する調査、責任者の処罰、謝罪および賠償が実現するよう求めるとともに、教育機会の提供に差別がないよう朝鮮学校に対する「高校授業料就学支援金」の支給を勧告している。また、アイヌ民族、琉球・沖縄人、被差別部落出身者に対する差別や格差の状況を指摘したうえで、各集団の権利向上のための具体的な施策を勧告している。

委員会は、公職へのアクセスや国民年金制度の国籍条項の問題、技能実習生に対する労働搾取、人身取引、女性移住者に対する暴力の被害者などの権利救済について指摘している。

委員会は、今回も、バリ原則に準拠した国内人権機関の設立、包括的な人種差別禁止法の制定、個人通報制度の宣言といった人権条約の審査のたびに求めている勧告を繰り返している。

5. 日本における「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」⁹の制定

2001 年 3 月 20 日の日本政府に対する国連人種差別撤廃委員会総括所見（以下、たんに「総括所見」とする）における人種優越主義の流布の禁止は表現の自由とは両立するとの指摘、2010 年 3 月 16 日の総括所見におけるその確認、そしてとくに 2014 年 8 月 29 日の総括所見におけるヘイトスピーチに関する指摘を踏まえ、2016 年 5 月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が制定された¹⁰。この法律は、その前文で、「近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている」とし、「このような不当な差別的言動は許されないことを宣言する」と述べている。

post-69.html)。「総括所見」邦訳は、反差別国際運動日本委員会ホームページ (<http://imadr.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/10/D4-6-X3.pdf>)。

⁸ 概要は、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター、ヒューライツ大阪ホームページ (<http://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section1/2014/09/829.html>)。「総括所見」邦訳は同ホームページにリンクが張られている。

⁹ 法律全文は「電子政府の総合窓口 e-Gov」の法令検索ページから見るができる (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H28/H28HO068.html>)。

¹⁰ 参議院での可決は 2016 年 5 月 13 日、衆議院での可決は同年 5 月 24 日、制定および施行は同年 6 月 3 日。